

消費者機構日本ニュースレター

133号

1. 第13回通常総会日程と記念企画のご案内（再案内）

○すでに、ご案内をさしあげているところですが、6月5日（月）に、消費者機構日本第13回通常総会と総会記念講演会を下記要領で開催いたします。

今回の記念講演会の講師は、北海道大学法学研究科教授の町村泰貴様です。「消費者裁判特例法 ～フランスの経験からみた活用法～」と題して、類似の制度であるフランスの2段階訴訟制度の活用状況の紹介と日本の制度活用に当たっても参考にできる点についてお話しいただく予定です。会員以外の方々にも聴いていただきたいテーマですので、興味のある方々をお誘いください。総会傍聴ならびに記念講演会参加のお申込みは、seminar10@coj.gr.jpまでご連絡をお願いいたします。

《正会員（個人・団体）の皆様へ》

○正会員の皆様には、5月18日に「消費者機構日本第13回通常総会ならびに総会記念講演会のご案内」を、総会議案書とあわせて送付しております。ご出欠については、そちらの「ご案内」に同封いたします書面にてご連絡くださいますようお願い申し上げます。

第13回通常総会の傍聴のご案内

1. 日時 2017年6月5日（月） 17時30分～18時20分
2. 会場 主婦会館プラザエフ 7階 カトレア
3. 議案
(審議事項) 第1号議案 2016年度事業報告承認の件
第2号議案 2016年度決算承認の件
第3号議案 役員補充選任の件
(報告事項) (1) 2017年度事業計画
(2) 2017年度予算

総会記念講演会のご案内

1. 日時 2017年6月5日（月） 18時30分～20時00分
2. 会場 主婦会館プラザエフ 7階 カトレア
3. 参加費 無料
4. 次第 18:30～18:35 [主催者挨拶] [第13回通常総会報告]
18:35～20:00 講演（質疑10分を含む）
「消費者裁判手続特例法 フランスの経験から見た活用法」
講師 北海道大学法学研究科 教授
(消費者支援ネット北海道 理事長)
町村 泰貴 氏

2. 消費者契約法専門調査会の検討状況と消費者団体の連名意見書

消費者委員会において消費者契約法専門調査会が設置され、消費者契約法の改正について検討がすすめられています。

本年5月12日までで、今後の改正課題についての一巡目の議論とヒアリングが実施され、5月26日より二巡目の議論に入りました。

このタイミングで、全国消費者団体連絡会では、一巡目で議論された内容について、消費者庁提案をふまえ、具体化に向けた議論を求める意見書を提出しました。消費者契約法改正運動等に登録している消費者団体に、全国消団連よりこの意見書への賛同の要請がありましたので、消費者機構日本としても賛同することを5月8日の理事会で確認し、賛同いたしました。

意見書については、下記の全国消団連のウェブサイトでご確認ください。

http://www.shodanren.gr.jp/database/pdf/368_01.pdf

なお、この意見書では、本専門調査会で検討されている事項に関して、一巡目の議論をふまえて、二巡目で特に検討を求めたい点として、次の要請をしています。

1. 勧誘行為の困惑類型（法第4条第3項）に、「合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型」が検討されていますが、これまでは、「合理的な判断をすることができない事情」を「作出」して困惑させる類型について検討されています。これに加え、既に生じている「合理的な判断をすることができない事情」を「利用」して困惑させる類型についても検討することを要請しています。

2. 勧誘行為の困惑類型（法第4条第3項）について検討されていますが、現在の検討内容では、「客観的に人を不安にさせるような言動によって、消費者が、契約を締結しなければその勧誘から逃れられないと困惑して契約締結に及んでしまう被害事例」で対応できないものも残ると思われるので、更に種類の追加について検討することを要請しています。

3. 不当条項のうち、条項の解釈の決定権限をもっぱら事業者のみに付与する条項について、「消費者契約のすべての条項について、条項の解釈や当事者の権利・義務の発生要件該当性の決定は事業者のみが行うものとする条項」「条項の解釈や当事者の権利・義務の発生要件該当性の決定は事業者のみが行うものとし、かつ、消費者が事業者に対し事業者による解釈や決定について異議を述べることを排除する条項」という要件が提案されています。しかし、これらの要件については、過度に限定されているとも考えられることから、再度検討すべきと要請しています。

4. 不当性を有する契約条項の中には、グレーリストとして位置付ける方が過不足のない適切な要件設定ができる可能性があるものもあり、グレーリストの新設についても合わせて検討することを要請しています。

3. 消費者庁に「特商法政令等改正案についての意見」を提出しました

現在、消費者庁にて「特商法政令等改正案についての意見」を募集（5月28日〆切）中です。消費者機構日本は、以下の内容で意見書を提出しました。

1-1. 美容医療サービスを特定継続的役務提供の新類型として追加することに賛成します

～特商法施行令改正案 別表 4 の 2 について～

人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、体重を減じ、又は歯牙を漂白するための医学的処置、手術及びその他の治療を行うこと（美容を目的とするものであって、主務省令で定める方法によるものに限る。）

○特定継続的役務提供には下記①～⑥のような構造的問題が指摘されていますが、美容医療サービスも同様であることから、今回、追加規定することに賛成します。

①役務の内容、質の客観的判断が困難。

②役務の効果に対する客観的判断が困難。

③長期の契約期間中に事情変更が生じても、消費者から契約離脱することが困難。

④契約の締結に際して不適切な勧誘が行われる。

⑤契約内容や役務の内容等についての情報提供が不十分である。

⑥前払いであり、中途解約時の清算ルールが不明確又は事業者に不当に有利に定められている。

○なお、今回、「皮膚関係の施術」「体型関係の施術」「歯科関係の施術」が美容医療サービスとして定義されましたが、消費者相談が一定数ある「育毛・増毛関係の施術」は含まれませんでした。「育毛・増毛関係の施術」の今後の消費者相談件数の推移をふまえ、次回の施行令改正時の検討課題とすることを求めます。

1-2. 規制施術以外でトラブルが多発した場合は迅速に追加規制してください

～特商法施行規則改正案 第 31 条の 4 について～

令別表第 4 の 2 の項の主務省令で定める方法は、次の各号に掲げるものについて、それぞれ当該各号に定めるものとする。

1 脱毛 光の照射又は針を通じて電気を流すことによる方法

2 にきび、しみ、そばかす、ほくろ、入れ墨その他の皮膚に付着しているものの除去又は皮膚の活性化光若しくは音波の照射、薬剤、医薬品若しくは医薬部外品（第 3 号から第 5 号までにおいて「薬剤等」という。）の使用又は機器を用いた刺激による方法

3 皮膚のしわ又はたるみの症状の軽減 薬剤等の使用又は糸の挿入による方法

4 脂肪の減少 光若しくは音波の照射、薬剤等の使用又は機器を用いた刺激による方法

5 歯牙の漂白 薬剤等の塗布による方法

○特商法施行令改正案 別表 4 の 2 にて定義された美容医療サービスの規制対象となる具体的な施術方法が列挙されており、特段、反対意見はありません。しかし、今後、列挙された以外の施術方法で消費者トラブルが多発した場合は、迅速に追加規制することを求めます。

2. 電子公告もアポイントメント・セールスの来訪要請手段にしてください

～特商法施行規則改正案（電磁的方法） 第 11 条の 2 について～

法第 12 条の 3 第 1 項に規定する電磁的方法（以下単に「電磁的方法」という。）は第 1 号及び第 2 号に掲げるものとし、令第 1 条第 1 号の電磁的方法は第 1 号から第 3 号までに掲げるものとする。

1 （省略）

2 （省略）

3 前号に規定するもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人を委託して行う場合を含む。）

- 「特定商取引法専門調査会 報告書」（平成27年12月）では、「SNS・電子公告といった来訪要請手段についても規制の対象となる来訪要請手段の外延を明確にしつつ規制が及ぶようにすべきである。」として、アポイントメント・セールスに関して電子公告も規制対象に加える方向性であったのに対し、SNSに限定されたことは不十分と言わざるを得ません。
- 事業者によるインターネットを利用しての情報発信が日常となっていますので、電子公告を利用した販売目的隠匿型・有利条件告知型のアポイントメント・セールスに関するトラブルに対応するためにも、電子公告を規制する来訪要請手段とするべきです。
- また、「報告書」では、「現在既にキャッチ・セールス及びアポイントメント・セールスとして政令で指定されている方法によって営業所その他特定の場所に来訪させた消費者に対して、対面で勧誘目的を告げずに再度来訪を要請し、当初の来訪要請から不意打ち性が連続している状態で来訪した消費者に勧誘等を行う場合については、現行法の適用が困難な事例へ対応する観点から、アポイントメント・セールスの規制が及ぶようにすべきである」との方向性が示されていました。しかし、今回の特商法施行規則改正案では規制内容が不明です。どのように取り扱うこととなったのでしょうか。解釈論で対応が可能との判断であれば逐条解説への記述を求めます。

4. 佐伯美智子前常任理事が消費者庁「内閣府匿名担当大臣表彰」を受賞しました。 おめでとうございます。

消費者庁では消費者利益の擁護・増進のために各方面で活躍されている方々を表彰する制度として、「消費者支援功労表彰」を実施しています。

平成 29 年度は、内閣総理大臣表彰 5 名、内閣府特命担当大臣表彰 12 名、ベスト消費者サポーター一章 24 名が受賞しました。

本年度の同表彰では、昨年度まで当機構の常任理事に就任されていた佐伯美智子氏が内閣府特命担当大臣表彰を受賞しました。おめでとうございます。

佐伯氏は、当機構の設立メンバーとして 1 2 年間、消費者被害に関わる情報の把握、分析、訴訟への検討等、団体の中枢を担う活動に参加されておりました。

平成 29 年度の表彰結果は、消費者庁のホームページ（下記）をご覧ください。

- [内閣総理大臣表彰及び内閣府特命担当大臣表彰 被表彰者一覧 \[PDF : 305 KB\]](#)
- [ベスト消費者サポーター一章 \[PDF : 307 KB\]](#)

5. 全国の適格消費者団体（16 団体）のホームページ公表情報（4 月 1 日～4 月 30 日分）

- 「特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく」が 4 月 2 5 日、「特定非営利活動法人消費者支援ネットワークいしかわ」が 5 月 1 5 日に適格消費者団体に認定されました。おめでとうございます。これで、全国の適格消費団体は 1 6 団体となりました。
- 各適格消費者団体（16 団体）のホームページの公表情報です。差止請求訴訟、事業者等への申入れや要請等の活動、行政への意見表明活動を中心に紹介します。

適格消費者団体名	公表情報(4月1日~4月30日)
<p>《消費者支援ネット北海道》 http://www.e-hocnet.info/index.php</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■4月7日：時間貸し駐車場運営会社に対する追加質問について公開します。 http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&no=381 ■4月12日：全北海道プロフェッショナルダンス教師協会に対する申入れ経過について公開します。 http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&no=383 ■4月19日：家賃と一緒に支払う「町内会費」に注意しましょう! http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&no=384
<p>《消費者市民ネットとうほく》 http://www.shiminnet-tohoku.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■4月5日：株式会社NTTドコモに対する差止請求訴訟の第1回期日が終了しました http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/170405_01.html ■4月24日：(有)台企画に対し「申入書」を送付しました http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/170424_01.html ■4月24日：(有)ワイズエステートに対し「申入書」を送付しました http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/170424_02.html
<p>《消費者機構日本》 http://www.coj.gr.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《全国消費生活相談員協会》 http://www.zenso.or.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援ネットワークいしかわ》 http://csnet-ishikawa.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者被害防止ネットワーク東海》 http://cnt.or.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■4月18日：Castホールディングス株式会社へ申入終了通知書を送付しました。 http://cnt.or.jp/information/2696.html ■4月18日：ジャニーズ事務所ジャニーズファミリークラブへ新規約開示の要請書を送付しました。 http://cnt.or.jp/information/2703.html ■4月18日：株式会社ウォーターダイレクトへ差止請求書を送付しました。 http://cnt.or.jp/information/2716.html ■4月20日：株式会社USENから回答書が届きました。 http://cnt.or.jp/information/2736.html ■4月24日：Amazon Gift Cards Japan 株式会社から回答書が届きました。 http://cnt.or.jp/information/2752.html ■4月24日：宗教法人薬師寺から回答書が届きました。 http://cnt.or.jp/information/2756.html ■4月26日：プレミアムウォーター株式会社(旧株式会社ウォーターダイレクト)から、連絡書が届きました。 http://cnt.or.jp/information/2759.html

	<p>■4月27日：株式会社ジャニーズ事務所ジャニーズファミリークラブから回答書が届きました。 http://cnt.or.jp/information/2761.html</p>
<p>《京都消費者契約ネットワーク》 http://kccn.jp/index.html</p>	<p>■4月28日：地方消費者行政の一層の充実・強化を求める意見書を送付しました。 http://kccn.jp/ikenshoyoubou1.html</p>
<p>《消費者支援機構関西》 http://www.kc-s.or.jp/</p>	<p>■4月5日：エクササイズスタジオ「ピラティススタイル」を運営する(株)ぜんに対して「ご連絡」を送付していましたが、回答を受領しました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000675</p> <p>■4月28日：簡易生命保険の約款をめぐる問題について、独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構に対して、「要請書(その3)」を送付しました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000680</p>
<p>《ひょうご消費者ネット》 http://hyogo-c-net.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者ネットおかやま》 http://okayama-con.net/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者ネット広島》 http://www.shohinet-h.or.jp/</p>	<p>■4月28日：株式会社 ミーロードへ終了通知を送付しました http://www.shohinet-h.or.jp/%E5%B7%AE%E6%AD%A2%E3%82%81%E3%83%BB%E7%94%B3%E5%85%A5%E3%82%8C%E6%83%85%E5%A0%B1/%E6%A0%AA%E5%BC%8F%E4%BC%9A%E7%A4%BE%E3%83%9F%E3%83%BC%E3%83%AD%E3%83%BC%E3%83%89%E3%81%B8%E3%81%AE%E7%94%B3%E5%85%A5%E6%B4%BB%E5%8B%95%E4%B8%80%E8%A6%A7/</p>
<p>《消費者支援機構福岡》 http://www.cso-fukuoka.net/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《佐賀消費者フォーラム》 http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/1.html</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《大分県消費者問題ネットワーク》 http://oita-shohisyanet.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援ネットくまもと》 http://www.net-kuma.com/</p>	<p>■4月16日：国への固定電話番号の利用停止措置に関する法整備の申し入れについて http://net-kuma.com/activity/2017/03/post-9.html</p>



適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者機構日本
発行人：和田寿昭 編集責任者：磯辺浩一

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階
TEL: 03-5212-3066 FAX: 03-5216-6077